

(仮称)「いわき市中小企業・小規模企業振興条例(素案)」の概要

前文(条例制定の趣旨)

- いわき市の歴史的背景(産炭地域、新産業都市指定、14市町村の対等合併、産業構造の転換、東日本大震災など)
- 市、市内企業、中小企業団体、教育機関、金融機関及び市民が一体となり、中小企業・小規模企業の発展を促進し、本市経済の活性化に寄与するよう、必要な施策を総合的に推進するための方針を制定。

第1章 総則

第1条 目的

- 中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業・小規模企業の努力等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって本市経済の活性化を及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条 定義

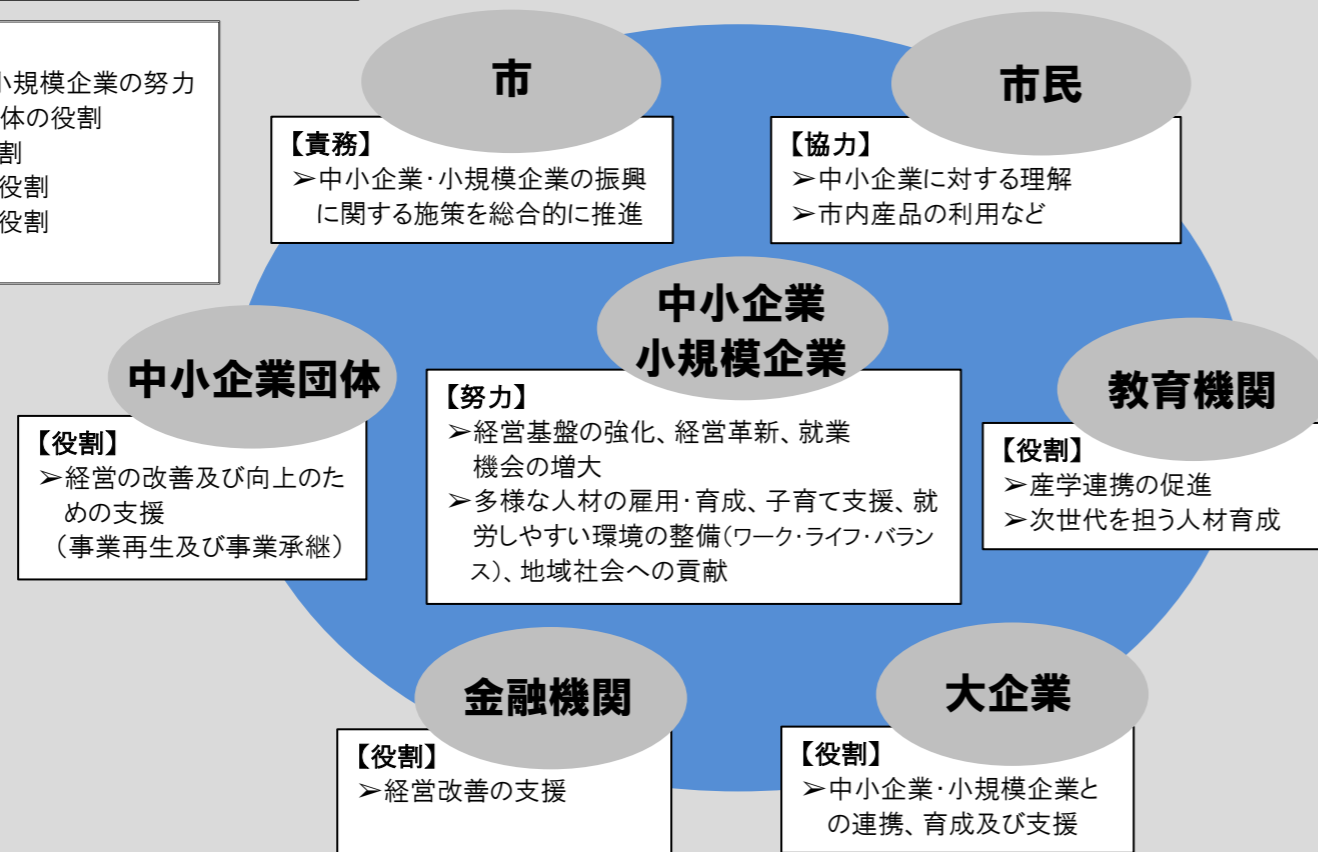
- 条例において用いる用語(中小企業、小規模企業、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関)を定義。

第3条 基本理念

- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が創意工夫を活かして経営向上を図るための事業活動に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民のそれぞれが本市経済の活性化の役割を担うべき主体となり、一丸となって取り組むことを基本とする。
- 中小企業・小規模企業の振興は、東日本大震災による被害及び影響を克服するため、不断の取組みにより推進する。

第4条～10条 責務と役割

- 市の責務
- 中小企業・小規模企業の努力
- 中小企業団体の役割
- 大企業の役割
- 教育機関の役割
- 金融機関の役割
- 市民の協力



➢本市の条例を平成25年度以降に条例を制定した政令指定都市6市(仙台市、新潟市、相模原市、名古屋市、熊本市、北九州市)と、中核市4市(前橋市、東大阪市、松山市、大分市)及び福島県の11自治体と比較し、特徴的な部分を整理
※福島県は平成18年に条例制定、平成25年に一部改正

条例の名称

➢平成26年6月に制定された「小規模企業振興基本法」を踏まえ、人材や資金など経営資源に制約があり、様々な構造変化による影響を受けやすい小規模企業への支援を推進する観点から、「中小企業」と「小規模企業」を並記した。(※いわき地区商工会連絡協議会より以下の会議等で要望あり。) なお、比較対象としている自治体で「小規模企業」を名称に明記している自治体はないが、三重県、富山県、新潟県や南砺市など、名称に明記している自治体もある。
※内郷まちづくり懇談会(H27.7.28開催)
第1回いわき市中小企業振興懇談会(H27.8.3開催)

前文・目的(11自治体で規定)

➢他自治体の条例同様に、条例制定の趣旨や、歴史的背景を説明し、条例制定の目的について説明。

定義(11自治体で規定)

➢他自治体では、教育機関の定義を「大学及び高等専門学校」としている場合が大半であるが、本市においてはキャリア教育推進及びUIJターン促進の観点より、学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校も併せて定義している。(※新潟市、松山市は定義)

基本理念(9自治体で規定)

➢仙台市と相模原市を除く自治体で基本理念を規定。
➢本市では、県条例と同様に、東日本大震災による被害及び影響に対する取組みを明記。

責務と役割(11自治体で規定)

➢他自治体と同様の主体を位置づけており、次の内容が本市の特色となっている。

- 中小企業・小規模企業の努力
多様な人材の雇用や育成に関する取組、子育て支援、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)及び地域社会への貢献に関する取組を規定。
- 教育機関の役割
キャリア教育(勤労観・職業観の育成)を推進し、地域の次世代を担う人材育成に努めることを規定。
- 市民の協力
市内産品等の利用及びその他の活動を通して、中小企業・小規模企業の振興に協力することを規定。

(仮称)「いわき市中小企業・小規模企業振興条例(素案)」の概要

第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針

第11条～16条 施策の基本方針

■ 施策の基本方針

- 中小企業・小規模企業の振興に関する基本方針を整理
- 施策を効果的に実施するために必要な調査、情報収集及び情報発信の実施
- 小規模企業への配慮を規定

■ 人材の育成・確保

- 若者の雇用確保の推進
若者が「ふるさといわき」への誇りを持ち、いわきへ定着するよう雇用の確保、人材の育成に関する取組を推進
- 女性に対する就業機会の提供を推進
- 高齢者及び障がい者など多様な人材の能力を発揮するため、多様な働き方を提供する取組を支援
- 子育て支援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取組を推進
- 職業能力開発並びに技術及び技能の継承に関する取組を推進

■ 経営基盤等の強化

- 中小企業・小規模企業における円滑な資金調達を支援

■ 事業活動の拡大

- 中小企業・小規模企業の受注機会の増大
- 中小企業・小規模企業の取引・販路の拡大、農商工連携、新たな分野への進出等に対する取組への支援

■ 産業の新陳代謝の促進

- 創業及び第二創業に関する取組を支援
- 中小企業団体が実施する廃業支援、事業再生及び事業承継に関する取組の支援

■ 東日本大震災からの復興再生

- 観光、農林水産業、製造業等における風評払拭のための対策を推進
- 再生可能エネルギーを核とした産業振興
- 東日本大震災からの復興再生に関連する産業の集積

第3章 施策を推進するための措置

第17条、18条 施策を推進するための措置

■ 中小企業・小規模企業振興会議

- 振興会議の意見を参考にし、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施

■ 財政上の措置

本市条例の特色など

施策の基本方針(11自治体で規定)

➢ 他自治体と比較し、次の項目が本市の特色となっている。

- 人材の育成・確保(11自治体が規定)
多様な人材の育成・確保の観点より、若者、女性、高齢者及び障がい者など、多様な人材の育成や雇用を推進する取組への支援を明記。
- 産業の新陳代謝の促進(規定自治体なし)
本市経済の活性化を図る観点より、中小企業団体との連携及び協力のもと、産業の新陳代謝を促す取組を支援することを明記。
なお、「産業競争力強化法」や「小規模企業振興基本計画」において、新陳代謝の促進を目標として掲げている。
※「新陳代謝」という表現を使っている自治体はないが、8自治体が創業や事業承継について規定している。
- 東日本大震災からの復興再生(福島県が規定)
国及び県との連携を図りながら、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響による風評被害への対策などの推進を明記。
- 小規模企業への配慮(6自治体が規定)
平成26年6月の小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、人材や資金といった経営資源に制約があり、高齢化、国内外の競争激化など様々な構造変化を受けやすい小規模企業に対する配慮を明記。

施策を推進するための措置(11自治体で規定)

➢ 他自治体では、条例に基づく計画策定や中小企業の振興に関する施策の実施状況の議会報告などを規定している。

※計画策定型	2自治体
※懇談会設置型	3自治体
※併用型	2自治体
※その他(議会報告など)	4自治体

➢ 本市では、「新・市商業まちづくりプラン」「新・市工業振興ビジョン」などの分野別計画により、課題に対応した施策を実施するなど、中小企業をはじめとする事業者の支援に取り組んでいることから、条例制定にあたっては、新たに条例の基本方針に基づく計画等は策定せず、中小企業・小規模企業振興会議を設置し、会議の意見を参考に、既存計画に条例の趣旨を反映するなど、各計画に定める各施策を計画的に推進する。